

## 「上関自然の権利訴訟」/「公有水面埋立免許取消訴訟」について 現地検証を行い十分な審理を尽くし公正な判決を求める要請書

私たちは貴裁判所において審理中の「上関自然の権利訴訟」(平成 20 年(行ウ)第 20 号、平成 24 年(行ウ)第 13 号)について、上関の希少な野生生物を守り、上関の自然の恵みを享受し、原発事故により生命身体の危険にさらされる広汎な人々の権利を守る裁判として注目しています。

とりわけ上関原発予定地对岸 3.8km にある祝島の漁業者による「公有水面埋立免許取消訴訟」(平成 20 年(行ウ)第 17 号)は、祝島の漁業者が生業を営み、島民が原発事故による放射能被害に晒されないため、憲法に保障された生存権を守る裁判として重大な関心を寄せています。

上関原発予定地および周辺海域は瀬戸内海で最後に残された健全な生態系を有しているだけでなく、カンムリウミスズメ/ヤシマイシン近似種/ナガシマツボといった世界的な希少生物が生息する場所として日本生態学会/日本ベントス学会/日本鳥学会/太平洋海鳥グループなどに所属する研究者から“奇跡の海”という高い評価を受けています。こうした自然の恵みを受け、祝島島民は瀬戸内有数の豊かな漁場で漁業を営み、温暖な気候に適したビワ栽培を行うなど農漁業中心の生活をしています。原発予定地は朝日の昇る場所として島民の祈りの場でもあります。ひとたび原発事故が起これば離島である祝島島民は避難のすべがありません。また、事故に至らなくとも埋立によって失われる文化的・景観的価値は決して小さなものではありません。さらに埋め立てによって“奇跡の海”と呼ばれる自然生態系がこうむる打撃は二度と取り返しのつかないものであると私たちは考えています。

これまで法廷において書面審理が行われてきましたが、上関の生態系の素晴らしさや祝島の人々が原発予定地に向き合って暮らして行かねばならない実情などは実際に現地に立って頂かなくては伝わりません。是非、上関原発予定地および祝島の現地検証をして頂くよう、要請いたします。

そして貴裁判所が公正な判決を下されるよう、要請するものです。

氏 名	住 所

取扱者(団体) | 上関の自然を守る会

【署名一次集約】2015 年 4 月 30 日

※ 集まった署名は以下にお送りください

〒742-1403 山口県熊毛郡上関町大字室津 1103-5 上関自然の権利訴訟原告団/弁護団

〒742-1402 山口県熊毛郡上関町祝島 218 祝島島民の会気付け

公有水面埋立免許取消訴訟原告団/弁護団